

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年9月12日 17時47分ごろ
発生場所	宮城県石巻市網地島南方沖 瀧波岐埼灯台から真方位229°1,490m付近 (概位 北緯38°14.3′ 東経141°29.3′)
事故の概要	プレジャーボートSEA HORSEは、西進中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年12月8日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート SEA HORSE、4.9トン MG3-9695（漁船登録番号）、個人所有 第235-44286号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船尾外板に凹損等、右舷舵板に切損、両舷プロペラに曲損、左 軸プロペラ軸に曲損 定置網 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.6m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、釣りを終えた後、船長がフライングデッキの椅子に腰を掛けて操船し、約25ノットの対地速力で手動操舵により西進した。</p> <p>本船は、船長が、早朝からの出港で疲れを感じ、眠気を催していたものの、約1時間で入港できるので我慢できると思い、椅子に腰をかけたまま操船を続けているうちに居眠りに陥り、網地島南方沖の定置網（以下「本件定置網」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、自力で本件定置網から離脱し、船長は、海上保安庁に通報後、知人に電話でえい航を依頼し、宮城県七ヶ浜町のマリーナに入港した。</p> <p>船長は、同乗者の中に小型船舶操縦士免許を受有している者がいることを知っていたものの、眠気を我慢できると思い、操船の交替等を依頼しなかった。</p> <p>船長は、本件定置網の概略位置を知っていた。</p>
分析	本船は、手動操舵で西進中、船長が、椅子に腰をかけたまま操船を続けているうちに居眠りに陥り、本件定置網への接近に気付かないまま航行を続けたことから、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。

	<p>船長は、早朝からの出港で疲れを感じ、眠気を催していたものの、眠気をまだ我慢できると思い、椅子に腰を掛けたまま航行を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が手動操舵で西進中、船長が、椅子に腰を掛けたまま操船を続けているうちに居眠りに陥り、本件定置網への接近に気付かないまま航行を続けたため、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中に眠気を感じた場合には、身体を動かしたり、必要な場合には他の小型船舶操縦士免許受有者と操船を交替したりするなどして居眠り運航防止措置を採ること。